

令和7年8月

東京都住宅政策本部

～抽せん方式による～

都営住宅入居者募集のご案内

募集戸数 297 戸

●一般募集住宅 197 戸

●居室内で病死等があった住宅 100 戸

単身者向住宅

単身者用車いす使用者向住宅

シルバーピア（高齢者集合住宅）

・単身者向 ・二人世帯向

車いす使用者世帯向住宅

（居室内で病死等があった住宅のみ）

住宅の種別ごとの募集戸数は8ページをご覧ください。

家族向（ポイント方式）募集も含め、2通以上の申込みはすべてが無効です。

募集日程 令和7年8月1日から 申込方法によって詳細が異なります。

オンライン申込

申込期間 令和7年8月1日(金)～18日(月)

●都営住宅入居者募集サイトポータルページ

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html



☎問い合わせ先 東京都住宅供給公社
都営住宅入居者募集サイトコールセンター

 **0570-050-410**

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方はこちら

☎ **03-6812-1371**

（午前9時～午後6時 土・日・祝日を除く）

抽せん番号は9月8日(月) メール送信予定

郵送申込

申込書配布期間 令和7年8月1日(金)～12日(火)

申込書は、8月18日(月)までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。

☎問い合わせ先 東京都住宅供給公社
都営住宅募集専用ダイヤル

 **0570-010-810**

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方はこちら

☎ **03-5467-9269**

（午前9時～午後6時 土・日・祝日を除く）

抽せん番号は9月11日(木) はがきで発送予定

抽せん日

令和7年9月25日(木)

当せん番号の発表

- ①抽せん日の正午頃から都庁で掲示 都庁第二本庁舎1階（新宿区西新宿2-8-1）
- ②抽せん日の午後6時以降公社ホームページに掲載 <https://www.to-kousya.or.jp/>
 - ・時間は予定です。都庁の掲示をご覧になる場合は混雑緩和のため時間をずらしてお越しください。
 - ・抽せん会の詳細は12ページおよび33ページをご覧ください。なお、抽せん会への参加・不参加は当落に一切影響ありません。

オンライン申込の方

抽せん結果は令和7年10月1日(水)

メール送信予定

郵送申込の方

抽せん結果は令和7年10月6日(月)

はがきで発送予定

抽せん結果について、電話でのお問い合わせは受け付けいたしません。

このパンフレットは申込みの結果が届くまで（抽せんに当せんされた方は入居まで）必ず保管してください。

都営住宅とは

住宅に困っている収入の少ない方に対して低額な家賃でお貸しする住宅です。入居に際して民間の賃貸住宅とは異なったいろいろな制限が設けられていますので、この募集案内をよくお読みになったうえで、お申込みください。

募集の概要

都営住宅では、住宅の種別により、それぞれ入居資格を定めています。入居資格をお確かめのうえ、申込地区一覧から希望する地区を一つ選び、お申込みください。

なお、募集する住宅はあくまでも以前に居住していた方があった住宅であり、新築住宅同様ではありません。

●一般募集住宅

・単身者向住宅

主な資格要件：東京都内に3年以上継続して居住していること、原則として親族と同居していないこと、60歳以上であること、所得金額が基準の範囲内であること、住宅や土地を所有していないことなど。

・単身者用車いす使用者向住宅

車いす使用者を対象として、設備等の改善をした住宅です。

主な資格要件：東京都内に3年以上継続して居住していること、原則として親族と同居していないこと、車いす使用者であること、所得金額が基準の範囲内であること、住宅や土地を所有していないことなど。

・シルバーピア（高齢者集合住宅）

65歳以上の高齢者を対象として、設備等の改善をした住宅です。

【単身者向】

主な資格要件：東京都内に3年以上継続して居住していること、原則として親族と同居していないこと、65歳以上であること、所得金額が基準の範囲内であること、住宅や土地を所有していないことなど。

【二人世帯向】

主な資格要件：申込者が東京都内に3年以上継続して居住していること、申込者・同居者が65歳以上であること、所得金額が基準の範囲内であること、住宅や土地を所有していないことなど。

●居室内で病死等があった住宅

居室内で病死があった住宅および自殺等があった住宅のうち、単身者向住宅、車いす使用者向住宅（単身者用および世帯向）、シルバーピア（単身者向および二人世帯向）の募集です。

●東日本大震災被災者の申込み

東日本大震災により住居を失うなどの被害を受けた方に対し、入居資格の一部を緩和します。

●大規模災害等被災者の申込み

被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村の区域内において当該災害により滅失した住宅に居住し、東京都営住宅条例第7条第1項に基づく使用者の資格の特例を受ける方が対象です。（災害発生の日から3年以内）。

入居資格、所得計算、申込区分、申込書の書き方など、被災者向の説明がありますので、必ず3ページ、18～19ページ、22～23ページをお読みください。被災者として申込みする方で、オンラインで申込みする方は、被災者世帯での申込みの内容を入力してください。郵送で申込みする方は申込書の両面を記入してください。

※申込みにあたっては、よくご検討のうえ、当せん（繰り上げを含む）後は、辞退や他の募集への申込みはご遠慮ください。

大規模災害等被災者の申込みについて

1 申込みできる方

次の(1)～(3)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 令和6年1月1日に発生した能登半島地震により居住していた住宅が滅失する被害を受けた方であること。ここでいう滅失とは、全壊・全流出・全焼のことをいいます。
- (2) 上記のことが、自治体の発行する住民票の写し、罹災証明書等で証明できること。
- (3) 都営住宅の入居資格にあてはまること。ただし、次のとおり一部緩和があります。

2 入居資格について

都営住宅の入居資格について、次の点を緩和します。

- (1) 都内居住について
「東京都内に居住していること」は適用しません。
- (2) 所得について
17ページの所得基準は適用しません。したがって、所得金額にかかわらず申込みできます。ただし、都営住宅の使用料は世帯の所得金額によって決まりますので、申込書の所得金額や勤務先などの欄は必ずご記入ください。
- (3) 年齢等について
16ページ単身者向の入居資格「3 次の資格要件のいずれかにあてはまること」は適用しません。
したがって、成年者であれば年齢や身体障害者手帳の有無などにかかわらず申込みできます。
- (4) 住宅または土地の所有について
住宅または土地を所有している方でも19ページ「被災対象地域一覧」に記載されている地域内で滅失したものについては、所有していないものとみなします。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- ・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- ・なお、入居資格審査のときに東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- ・この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

都営住宅団地検索システムについて～マップで見る・探す～

都営住宅団地の位置や周辺環境がパソコンやスマートフォンからご覧いただけます。

また、都営住宅入居者募集サイトとも連携し、募集している住宅の詳細ページから、当該住宅の地図へリンクすることができます。

ぜひ、お申込みの参考にご活用ください。

※都営住宅団地検索システムでは、募集の有無に関係なく都営住宅団地を表示しています。

※地図上の位置は、住宅の所在する位置を大まかに示したものであり、実際に入居できる棟の位置は異なることがあります。また、近隣施設についても各施設の都合により変更になる場合があります。

※住宅が完成して間もない場合などは、表示されないことがあります。

URL：<https://as.chizumaru.com/toeijutaku/top?account=toeijutaku&accmd=0>



目 次

はじめに	ページ
●都営住宅とは	2
●区市町別 募集住宅掲載ページ一覧	6
●今回の募集について等	8
●申込みから入居までのスケジュール	12
入居資格と所得計算	
●入居資格に関する基準日一覧表	15
●単身者向の入居資格	16
●東日本大震災等被災者の入居資格等	18
●申込書の書き方	20
●申込区分	24
●所得基準 確認の手順	25
●申込者および同居親族ひとりずつの所得計算	26～29
●特別控除	30
●使用料のしくみ	31
●抽せんについて	32
●入居後のご注意	34
●抽せんに当せんした方へ	36
単身者向住宅	
●申込地区一覧の見方	37
●単身者向住宅申込地区一覧	38
●単身者向住宅申込地区一覧（改良住宅）	42
車いす使用者向住宅	
●車いす使用者向住宅とは	47
●単身者用車いす使用者向の入居資格	48
●単身者用車いす使用者向住宅申込地区一覧	50
シルバーピア（高齢者集合住宅）	
●シルバーピアとは	53
標準間取り図	
●単身者向シルバーピアの入居資格	54
●単身者向シルバーピア申込地区一覧	56
●二世帯向シルバーピアの入居資格	60
●二世帯向シルバーピア申込地区一覧	62
令和7年2月 区市別倍率表	64
居室内で病死等があった住宅 ※オレンジ色のページです。	
●申込みについて	66
●申込地区一覧	
・単身者向住宅	68
・単身者向住宅（改良住宅）	76
・単身者向シルバーピア	77
●車いす使用者世帯向の入居資格	80
●車いす使用者世帯向住宅申込地区一覧	82
次ページに区市町別の募集住宅掲載ページの一覧があります。	

都営住宅使用申込書で取得した個人情報、募集業務以外には利用しません。
なお、入居資格審査のときの提出書類等により取得した個人情報は、入居後の都営住宅等管理業務において利用させていただきますのでご了承ください。また、申込書および書類等は返却しません。

区市町別 募集住宅掲載ページ一覧

所在地	一般募集住宅の掲載ページ (白いページ)				居室内で病死等があった住宅掲載ページ (オレンジのページ)				
	単身者向	単身者用 車いす使用 者向住宅	単身者向 シルバーピア	二世帯向 シルバーピア	単身者向	単身者用 車いす使用 者向住宅	単身者向 シルバーピア	二世帯向 シルバーピア	車いす使用 者世帯向 住宅
千代田区			56						
中央区									
港区			56	62	68				
新宿区	42		56		68				
文京区				62					
台東区									
墨田区	42								
江東区	38,42		56		76		77		
品川区					68				
目黒区	42								
大田区	38,43				68～69				
世田谷区					69				
渋谷区					69				
中野区			56		69				
杉並区	43		57		70				
豊島区	38				70				
北区	38～39,43		57	62	70				
荒川区									
板橋区	39,44				71		77		
練馬区	44			62	71				82
足立区	39,44		57	63	71～73,76				
葛飾区	39		57		73				
江戸川区	39,44		58	63	73				

区市町別 募集住宅掲載ページ一覧

所在地	一般募集住宅の掲載ページ (白いページ)				居室内で病死等があった住宅掲載ページ (オレンジのページ)				
	単身者向	単身者用 車いす使用 者向住宅	単身者向 シルバーピア	二世帯向 シルバーピア	単身者向	単身者用 車いす使用 者向住宅	単身者向 シルバーピア	二世帯向 シルバーピア	車いす使用 者世帯向 住宅
八王子市			58		73				
立川市	40		58						
武蔵野市	45						77		
三鷹市		50	58		74		77		
青梅市									
府中市			59						
昭島市	45	50			74		77		82
調布市									
町田市		50							
小金井市									
小平市					74				82
日野市					74				
東村山市					74				
国分寺市			59	63					
国立市									
西東京市(田無)	40								82
西東京市(保谷)									
福生市									
狛江市									
東大和市					74				82
清瀬市					75				82
東久留米市					75		78		
武蔵村山市					75				
多摩市	40				75				
稲城市	40								
羽村市	40						78		
瑞穂町	41		59						82

今回の募集について

抽せんにより都営住宅の使用予定者となる方を決めるための募集です。抽せんで当せんした方を入居資格審査対象者とし、さらに審査に合格した方が都営住宅の使用予定者となります。その後、あき家の補修等、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。なお、入居時期等の詳細については13ページをご覧ください。

●募集戸数

住宅の種類	一般募集住宅	居室内で病死等があった住宅
単身者向住宅	155戸	85戸
単身者用車いす使用者向住宅	4戸	0戸
シルバーピア（高齢者集合住宅） 単身者向	30戸	8戸
シルバーピア（高齢者集合住宅） 二世帯向	8戸	0戸
車いす使用者世帯向住宅		7戸

申込みにあたっての注意

- (1) この募集と同時に行われている**家族向（ポイント方式）募集も含めて、申込みは1世帯につき1通のみ有効です。**次のような申込みはすべてが無効です。
 - ①同じ住宅、別の住宅への申込みを問わず、複数の申込みがあるとき。
 - a 申込書2通以上
 - b オンライン2つ以上
 - c 申込書とオンライン
 - ②婚約者も同居親族と同じように申込者と同一世帯の方として取り扱います。
 - ③世帯の構成や人数を変えても、同一人の氏名がふたつ以上の申込みにあるとき。
- (2) 他の都営住宅募集ですでに合格、登録されている方は、原則として申込みできません。なお、他の募集で補欠となっている方（繰り上がり当せん者を除く。）は申込みできません。
- (3) 申込書を郵送した後（オンラインの場合は申込期間終了後）は、地区・区分・申込者・同居親族の変更はできません。また、理由を問わず申込書等は返却しません。
- (4) 申込みのときに証明書類（源泉徴収票、住民票の写し、診断書、申立書など）を添付する必要はありません。抽せん後、入居資格審査のときに提出していただきます。
- (5) 以前都営住宅にお住まいだった方または現在お住まいの方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は、入居資格審査のときまでにお支払いいただきます。
- (6) 近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じています。区・市・町では洪水ハザードマップをホームページ等で公開していますので、申込み前にご確認ください。
- (7) 東京都では昭和40年代に建設した住宅、および昭和40年代と昭和50年代建設が混在した住宅について、順次建替事業を進めています。（ただし、仕様等欄に「スーパーリフォーム」と記載のある住宅除く。）建替事業の対象となり、事業スケジュール等が決定されると、入居者募集は停止されます。
本募集案内掲載の募集住戸は、建替え時期も含めて事業スケジュールは未定です。入居された後に、建替事業の対象となる場合は、事前に東京都からご案内します。その際、引越しが必要となりますが、移転先の住宅は東京都がご用意します。
- (8) 申込みの代行業者は、東京都・東京都住宅供給公社とは全く関係ありません。

申込方法（オンライン）

- (1) 都営住宅入居者募集サイトにアクセスしてください。
都営住宅入居者募集サイトはこちら→
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/toei_online/index.html

【サービス提供時間】 午前5時30分～翌午前1時
最終8月18日（月）の申込受付は午後11時59分までです。
- (2) 利用者登録をしてください。はじめに利用者仮登録をすると、本登録用のメールが届きます。メールにあるURLにアクセスして利用者登録を完了してください。
・ドメイン指定受信・メールアドレス指定を設定されていると、メールが届かない場合があります。下記のメールアドレス、またはドメインの設定を追加してください。
受信許可メールアドレス：info@toeijutaku-online.metro.tokyo.lg.jp
受信許可ドメイン：@toeijutaku-online.metro.tokyo.lg.jp
・本システムでは、以下の動作環境での動作確認をしています。
【スマートフォンでの利用可能環境】
OS：Android ブラウザ：Chrome for Android
OS：iOS ブラウザ：Safari
【パソコンでの利用可能環境】
OS：Windows ブラウザ：Google Chrome、Microsoft Edge（Chromium版）
OS：MacOS ブラウザ：Google Chrome、Safari
- (3) 募集開始日から申込みできます。
 - ①申込みしたい住宅を条件指定で検索
 - ②世帯の情報を入力
 - ③申込みボタンをクリックして終了。受付完了メールが届きます。

申込方法（郵送）

- (1) 入居資格をお確かめのうえ、申込地区を1つだけ選んでください。
- (2) 申込書の太線枠内はすべて正確に記入してください。
空欄や、資格にあてはまらない記入のある申込書は受け付けできませんので、記入例（20～23ページ）を参考に、間違いのないように記入してください。
記入方法でご不明の点がございましたら、郵送する前にお問い合わせください。
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎0570-010-810
ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方 ☎03-5467-9269
- (3) 申込書右上の所定の欄に日本郵便（株）発行の**85円切手2枚**（未使用で汚損・破損のないもの）をはがれないようにしっかりと貼りつけてください。切手は、抽せん番号・抽せん結果をはがきで通知する際の郵便料金の支払いに使用します。切手を貼っていないものや料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。また、はがきに印刷された料金部分を切りとったものや切手の上からテープが貼ってあるものも郵便料金の支払いに使用できないため通知はがきを送付しません。必ずのりで貼り付けてください。
- (4) 申込書を折りたたみ、申込用封筒に申込書を入れ、**110円切手を貼り**、郵送してください。8月18日（月）までに渋谷郵便局に届いた申込書に限り受け付けます。消印有効ではありませんのでご注意ください。また、郵便料金不足のものは受け取りできません。なお、申込書が届いたかどうかのお問い合わせにはお答えいたしません。
※申込用封筒を紛失した場合は、お手持ちの封筒に
「150-8681 渋谷郵便局留置 東京都住宅供給公社宛」と書いて郵送してください。

当せん番号の発表（電話でのお問い合わせは受け付けておりません。）

当せん番号の確認方法は次のとおりです。

- ☒ 都庁第二本庁舎 1 階の掲示（抽せん会当日の正午頃から 9 月 29 日（月）まで。ただし、土・日を除く午前 9 時～午後 6 時）
- ☒ 公社ホームページ（抽せん会当日午後 6 時以降に掲載予定）
右のコードを読み取ると、都営住宅「年 4 回 定期募集」のページが表示されますので、「過去の募集情報」から申込みした募集月の「倍率表・抽せん結果」に入り、当せん番号をご覧ください。



抽せん結果のお知らせについて（電話でのお問い合わせは受け付けておりません。）

オンラインで申込みした方

- ☒ 通知メール（当落にかかわらず、10 月 1 日（水）送信予定）

郵送で申込みした方

- ☒ 通知はがき（当落にかかわらず、10 月 6 日（月）発送予定）

入居資格審査

抽せんに当せんした方が入居資格審査にすすみ、申込みの内容を書類で証明していただきます。必要書類の概要は 36 ページをお確かめください。

なお、必要書類の詳細を 11 月中旬～12 月中旬までに順次お送りします。

電話でのお問い合わせはご遠慮いただき、封筒の到着をお待ちください。

住宅のあっせん

一般募集住宅の申込地区の募集戸数は、現在すでに空いている部屋の数ではなく、今後発生する見込みのあき家の数を含んでいます。したがって入居資格審査に合格したあと、申込地区にあき家が発生し、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。

なお、棟・間取り・階数等の指定はできません。入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。

その他

(1) はがき、書類等が送付されて来ない場合

・「抽せん番号の通知はがきが送られてこない。」

切手の貼り忘れや料金不足などの場合、通知はがきは送付しません。ただし、申込書に不備がなければ、抽せんの対象とします。

・「抽せん結果の通知はがきが送られてこない。」

申込地区番号を確認のうえ、10月中旬以降に下記へお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 都営募集係 ☎ 03-3498-8894

・「入居資格審査対象者となった後に、何も送られてこない。」

入居資格審査の期間内に、順次資格審査通知書を送ります。12月を過ぎても届かない場合は下記へお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 募集審査係 ☎ 03-3498-8894

(2) 申込みをした後に、申込書に記入した住所から引越した場合

・申込みから抽せん結果が届くまで

最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果の通知はがきを受け取れるようにしてください。

・抽せんの結果、入居資格審査対象者・補欠者となった方

資格審査通知書を受け取れるよう、下記のところへ、はがきで連絡してください。
聞き間違い防止のため、電話でのご連絡は受け付けておりません。

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 募集審査係

はがきへの記入事項

①令和7年8月募集 ②申込地区番号 ③抽せん番号 ④旧住所

⑤新住所および郵便番号 ⑥平日の日中に連絡が取れる電話番号

⑦申込者名

申込みから抽せんまでのスケジュール

オンライン申込の方 申込期間 8月1日（金）～ 18日（月）

8月18日（月）までに都営住宅入居者募集サイトで申込完了したものに限り受け付けます。
なお、サイトのサービス提供時間は午前5時30分から翌午前1時までです。
ただし、最終8月18日（月）の申込受付時間は午後11時59分までとなります。

郵送申込の方 申込書配布期間 8月1日（金）～ 12日（火）

申込書は、8月18日（月）までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。

※申込の内容が無効の場合は、
その理由を明記したはがきを送付します。

抽せん番号のお知らせ

○オンライン申込の方 ○郵送申込の方

9月8日（月）

メール送信予定

9月11日（木）はがき発送予定

- ・必ず通知はがきに記載された申込地区番号をお確かめください。
万一、申込書に記入した番号と違うときは、9月19日（金）までに連絡してください。
- ・申込書右上の切手貼付欄に切手が貼られていない、または料金が不足している場合等は、通知はがきを送付しません。

抽せん日 9月25日（木）

抽せん会 時間：午前9時30分～10時30分頃

場所：都庁第二本庁舎1階ホール（新宿区西新宿2-8-1）

結果発表 正午頃から、都庁第二本庁舎1階に当せん番号を掲示します。

抽せん会について

- ・抽せん会への参加・不参加は当落に一切影響ありません。
- ・抽せん方法の詳細は32～33ページに記載しています。
- ・各申込地区の当せん番号は申込者数によって変わるため、抽せん会の時間内には当せん番号の発表は行いません。当せん番号の発表は正午頃から掲示で行います。

抽せん結果のお知らせ

○オンライン申込の方

10月1日（水）メール送信予定

○郵送申込の方

10月6日（月）はがき発送予定

落せん

補欠者

入居資格審査対象者に辞退等が出た場合、順次繰り上げて審査を行います。繰り上げとなった場合、使用許可日（入居）は通常のスケジュールとは異なります。
なお、繰り上げにならない方には、資格審査通知書を発送しません。

当せん（入居資格審査対象者）

- ・申込書の記入内容について、確認の電話をする場合があります。
- ・入居資格審査対象者には、11月中旬～12月中旬までに、資格審査通知書を順次発送します。
- ・なお、入居資格審査に合格しないと入居できません。

入居資格審査から入居まで（オンライン申込・郵送申込共通）

入居資格審査 令和7年12月～令和8年1月

- ・必要な書類を都営住宅募集センターにご提出ください。提出された書類はお返しいたしません。
- ・主な確認書類は36ページをご覧ください。なお、申込みのときは書類は不要です。

※入居資格審査合格者のみ

合格通知発送

合格通知は、必要な書類をすべて提出していただいたあと、原則1か月程度で発送する予定です。

- ・申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。棟・間取り・階数等の指定はできません。
- ・住宅の使用許可日（入居）は令和8年3月頃～10月頃までの予定です。
あき家の点検や補修等の都合により、令和8年11月以降になる場合もあります。

都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内

使用許可日の約1か月半前に発送

- ・使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号、住宅の下見期間等をお知らせします。
- ・入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認ください。必要書類を期日までにご返送ください。
- ・保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- ・入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名（または、1法人）が必要です。
 - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
 - ②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人
- ・連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）。

住宅の下見 使用許可日の約1か月前

下見は、指定の下見期間中に1回のみできます。（平日のみ）

入居手続き 使用許可日の約2週間前

郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

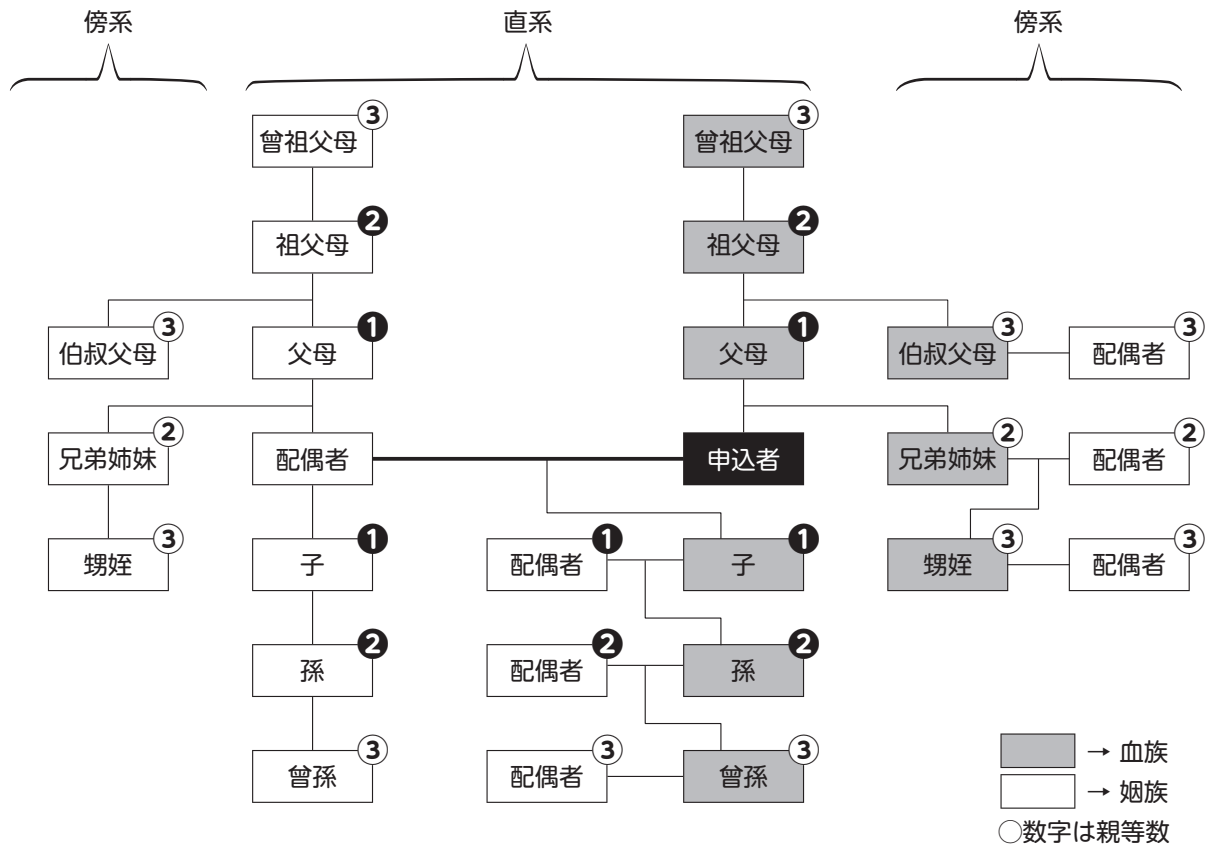
鍵の受け取り 使用許可日の約1週間前

入居手続き完了後、「住宅使用許可書」をお送りしますので、管轄の窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

入 居

使用許可日から15日以内に引越しをしてください。

親等図（参考）



入居資格に関する基準日一覧表

次ページ以降の入居資格や所得計算の説明にある申込期間、年齢、在留期間（外国人が申込みする場合）、都内居住期間などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2025年	令和7年	8月1日から8月18日まで
在留実績1年以上	2024年	令和6年	8月19日以前から日本に在留している
都内に3年以上居住	2022年	令和4年	8月19日以前から東京都に居住している
6歳以上	2019年	令和元年	8月19日以前の生まれ
16歳以上、23歳未満	2002年 2009年	平成14年 平成21年	8月3日以降の生まれから 8月19日以前の生まれまで
成年者	2007年	平成19年	8月19日以前の生まれ
60歳以上	1965年	昭和40年	8月19日以前の生まれ
65歳未満	1960年	昭和35年	8月20日以降の生まれ
65歳以上	1960年	昭和35年	8月19日以前の生まれ
70歳以上	1955年	昭和30年	8月19日以前の生まれ

単身者向の入居資格

年齢等の基準日は、15ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 東京都内に継続して3年以上居住していること

- (1) 東京都内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、特別永住者およびその配偶者等または中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること(住民票で世帯分離している場合も含む。)をいいます。

- (1) 配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方(住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方)、婚約者、パートナーを含む。)がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が、申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。
 - イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準未満であること。

入居資格基準	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	居住人数	住戸専用面積(壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	30㎡	5人	57㎡	
	3人	40㎡	6人	66.5㎡	
	4人	50㎡	7人	76㎡	

3 次の資格要件のいずれかにあてはまること

あてはまる資格要件の申込区分番号を申込書に記入してください。

申込区分	申込区分番号	資 格 要 件
60歳以上	101	60歳以上であること。
身体障害者1級～4級	023	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者であること。
単身精神障害者	103	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)であること。
単身知的障害者	104	知的障害者で上記「単身精神障害者(103)」の精神障害の程度に相当する程度(愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度)であること。
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	026	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	027	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること(都内居住が3年未満でも可)。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年(1945年)8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所入所者等	035	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	105	配偶者等(婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。)から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または女性自立支援施設における保護が終了した日から起算して5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

- ・所得の計算方法等は25～30ページでお確かめください。
- ・所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

所得基準	
一般区分	特別区分
0円～1,896,000円	0円～2,568,000円

●一般区分の額は、次のいずれにもあてはまらない方に適用します。

●特別区分の額は、次のいずれかにあてはまる方に適用します。

(1) 心身障害者

次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度)

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2) 60歳以上の方

(3) 原子爆弾被爆者

厚生労働大臣の認定書(被爆者健康手帳ではありません。)の交付を受けている原子爆弾被爆者であること(過去に交付を受けていた方を含む。)

(4) 海外からの引揚者

海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

※海外からの引揚者とは、昭和20年(1945年)8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由により日本に引き揚げた者をいう。

(5) ハンセン病療養所入所者等

ハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

●改良住宅に申込みの場合、上記の所得区分(一般・特別)にかかわらず、所得基準(改良住宅)の範囲内であることが必要です。改良住宅の構造や設備は一般の都営住宅と同等です。

所得基準(改良住宅)	0円～1,368,000円
------------	---------------

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者でないこと。

住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)でないこと。

ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。)

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

東日本大震災等被災者の入居資格等

以下の要件にあてはまる方が単身者向住宅に申込みの場合、入居資格の一部が緩和されます。

1 福島県東京電力原子力事故による居住制限者 次の(1)～(3)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 東京都内に継続して3年以上居住している成年者であること。
- (2) 申込期間に避難指示区域に指定されている地域に存する住宅に、平成23年3月11日において居住していた方であり、そのことが住民票の写し、住宅の存する市町村が発行する罹災証明書等で証明できること。
- (3) 単身者向の入居資格にあてはまること。ただし、「3 次の資格要件のいずれかにあてはまること」および「4 所得が定められた基準内であること」は適用しません。したがって、成年者であれば、年齢や身体障害者手帳の有無、所得額にかかわらず申込みできます。ただし、都営住宅の使用料は所得額によって決まりますので、申込書の所得金額や勤務先などの欄は必ずご記入ください。

2 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者(全員避難) 次の(1)～(5)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 東京都内に継続して3年以上居住している成年者であること。
- (2) 申込期間に支援対象地域に指定されている地域に存する住宅に、平成23年3月11日において居住していた方であり、そのことが居住実績証明書で証明できること。
- (3) 居住実績証明書に記載される方が、申込者だけであること。申込者以外に記載される方がいる場合は、その全員が支援対象地域外に転出していること。
- (4) 他の親族の公営住宅入居に際し、所得金額の合計額を2分の1にした額を世帯の所得金額とみなす特例措置における所得合計の対象者となっていないこと。
- (5) 単身者向の入居資格にあてはまること。

3 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者(一部避難) 次の(1)～(5)のすべてにあてはまる必要があります。

- (1) 東京都内に継続して3年以上居住している成年者であること。
- (2) 申込期間に支援対象地域に指定されている地域に存する住宅に、平成23年3月11日において居住していた方であり、そのことが居住実績証明書で証明できること。
- (3) 居住実績証明書に記載される方のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族で、現に支援対象地域に居住しており、都営住宅に入居しない方がいること。
- (4) 他の親族の公営住宅入居に際し、所得額の合計額を2分の1にした額を世帯の所得金額とみなす特例措置における所得合計の対象者となっていないこと。
- (5) 単身者向の入居資格にあてはまること。ただし、次のとおり、一部緩和があります。
 - ア 被災したことにより、夫婦が東京都と支援対象地域とに別れて居住している場合に限り、夫婦別居のままで申込みできます。
 - イ 世帯全員の所得額の合計額を2分の1にした額を申込者の所得金額とみなします。
 - ① ここでいう世帯全員とは、次のいずれかにあてはまる方全員です。
 - a 申込者
 - b 申込者の配偶者で現に支援対象地域に居住している方
 - c 申込者を所得税・個人住民税の関係で扶養親族としている方およびその配偶者で、現に支援対象地域に居住している方
 - ② 25～29ページを参考にして、a～cの方の所得金額を計算します。
なお、申込者が特別控除のうち寡婦控除またはひとり親控除の要件にあてはまるときは、申込者の所得金額から控除額を差し引いてから次の計算に進んでください。
 - ③ 申込者の年間所得金額と、bおよびcの方の年間所得金額の合計を2分の1にします。
 - ④ 申込者の寡婦控除またはひとり親控除以外の特別控除金額と、bおよびcの方の特別控除金額を合計します。
なお、bおよびcの方は申込者に扶養されている場合に限り特別控除の対象となります。要件や金額などの詳細は30ページでお確かめください。
 - ⑤ ③から④を差し引き、さらに申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を差し引いてください。この金額が17ページの所得基準の範囲内かお確かめください。

※世帯全員の所得金額を2分の1にした額を申込者の所得金額とみなす特例措置の対象となった方は、入居後の使用料も、この2分の1にした所得金額をもとに決定されます。
 ただし、生計を一にしている支援対象避難者家族のうち、一部の方が都営住宅に入居し、他の一部の方が支援対象地域に居住している状態が解消された場合や、平成23年3月11日においてお住まいだった市町村が支援対象地域の指定から外れた場合等は、この特例措置は終了します。それに伴い使用料も変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

※入居資格の緩和（前ページ1～3共通）

- ・東京都内に居住していることについて、住民票の写しによる証明が困難な場合は、住民票の写しにかわる他の公の証明等により証明できることが必要です。
- ・東日本大震災の被災対象地域にお住まいだった方で、申込期間に避難指示区域または支援対象地域に指定されている地域に存する住宅または土地については、所有していないものとみなします。
 なお、入居後にその地域が指定区域・地域から外れたときは、その住宅または土地の所有について、通常の入居者と同様に取り扱います。

4 大規模災害等被災者

被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村において当該災害により滅失した住宅に居住し、条例第7条第1項に基づく使用者の資格の特例を受ける方であること。（災害発生の日から3年以内）

※資格の特例については3ページをご覧ください。

5 被災対象地域一覧と申込区分

		対 象 地 域	
東日本大震災被災者	居住制限者	避難指示区域	福島復興再生特別措置法第27条に規定する区域です。申込期間に避難指示区域に指定されている地域については、お住まいだった市町村にお問い合わせください。
	支援対象避難者	支援対象地域 ※避難指示区域を除いた地域	福島県 中通り
			福島県 浜通り
大規模災害等被災者	令和6年1月1日 能登半島地震	富山県	氷見市
		石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町

※東日本大震災の被災対象地域は令和6年8月6日現在、大規模災害等の被災対象地域は令和7年1月16日現在のものです。

申込区分	申込区分番号			
	①居住制限者	②支援対象避難者 (全員避難)	③支援対象避難者 (一部避難)	④大規模災害等被災者
60歳以上	313 左記の要件がなくても 申込みできます。	417	517	524 左記の要件がなくても 申込みできます。
身体障害者【1級～4級】		413	513	
単身精神障害者		419	519	
単身知的障害者		420	520	
生活保護受給者 中国残留邦人支援給付受給者		414	514	
海外からの引揚者		415	515	
ハンセン病療養所入所者等		416	516	
単身DV被害者		421	521	

※各申込区分の資格要件は16ページの3に記載があります。必ずお確かめください。

申込書の書き方

次ページの対応する番号の注意事項をお確かめのうえ、
太線枠内をご記入ください。

○申込書は、折りたたんで所定の封筒に入れ、必ず切手を貼り郵送にてお申込みください。

7年8月 単身者向 住宅公募 都営住宅使用申込書

令和7年8月 日

東京都知事殿

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）

が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

・太線枠内のみ、必ず記入してください。記載事項の変更はできませんので、注意してください。

1 入居を希望する地区番号を1つ記入してください。

申込地区番号 4 0 2

1世帯で2通以上の申込み（重複申込み）は、すべて無効となりますので、ご注意ください。

2 「申込区分」を1つ記入してください。

申込区分 1 0 1

該当する申込区分の番号を1つ記入してください。申込区分の資格要件を満たしていないと失格となりますので、よく確認してください。

番号は3桁で判読できるように記入してください。

申込者	申込区分	60歳以上	身体障害者（一、四級）	障害者（身体障害者）	障害者（知的障害者）	受給者（生活保護）	中国残留外国人	引揚者（海外からの入所者等）	療養所等	被害者（DV）	単身者向	シルバーバリア	二人世帯向	車いす使用者	車いす使用者
一般の方 ※下記にあてはまらない方		101	023	103	104	026		027	035	105					
① 居住制限者		313（上記の要件がなくても申込み可能です。）													
② 支援対象避難者（全員避難）		417	413	419	420	414		415	416	421	056	058	037	046	
③ 支援対象避難者（一部避難）		517	513	519	520	514		515	516	521					
④ 大規模災害等被災者		524（上記の要件がなくても申込み可能です。）													

3 申込者について記入してください。なお、この方が都営住宅使用許可後の名義人となります。

郵便番号	〒163-8001	電話番号	平日の日中に連絡のつく電話番号 03 - 1234 - 5678	都内居住年数	
現住所	東京都 新宿区 西新宿 2-8-1			現在所を合せて、都内に継続して居住している年数を記入してください。	61 年
	東京 201号 ※建物名まで記入してください。				
フリガナ	トウキョウ ハナコ			生 年 月 日	
氏 名	東京 花子			大正・昭和・平成	39 年 2 月 1 日
フリガナ				満 (61) 歳	
日本での通称名氏がある方					

4 上記3の方が外国人である場合、記入してください。

在留資格		在留期間	年 月 日 から 年 月 日
------	--	------	----------------

5 上記3の方の現在の同居親族の数と、都営住宅に入居する方的人数を記入してください。

現在、申込者を含めて 1 人 で暮らしており、都営住宅には 1 人 （下 5 人 の申込者を含めた合計人数）で入居する予定です。

続柄番号表

続柄	番号	続柄	番号
夫	11	祖父	62
妻	12	祖母	63
未届の夫	13	兄	71
未届の妻	14	弟	74
子(男)	29	姉	81
子(女)	39	妹	84
孫	41	婚約者	15
父	51	パートナー	17
母	52	その他	96

〔職業欄の例〕
会社員・パート・アルバイト・自営・年金・
休職中・無職・求職中・生活保護など

6 都営住宅に入居するすべての方について記入してください。続柄と番号は、あてはまるものを右上の「続柄番号表」から選択し、記入してください。

入居人数	(フリガナ)氏名	続柄(続柄番号)	生年月日	年間所得金額	特別控除(○で囲む)	申込日時点の勤務先又は学校の名称及び所在地並びに勤務(開業)開始年月日	職業
1	申込者 上記3で確認できますので、記入の必要はありません。	本人 (01)	上記3で確認できますので、記入の必要はありません。	25~29ページで計算 2,340,000 円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 渋谷区神宮前 ○-○-○ 名称 都商事(株) 電話 03(3498)××××	派遣
2		()	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生 (満 歳)	25~29ページで計算 年間所得金額合計(A) 2,340,000 円	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 () 電話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日
				年間所得金額合計(B) 270,000 円	差引所得金額 (A)-(B) 2,070,000 円	所得基準を超える場合は 申込みできません。	

7 申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、都営住宅に入居しない方がいる場合には、その氏名を記入してください。

氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

8 現在お住まいの住宅の状況について、記入してください。 ※東日本大震災等被災者の方で仮設住宅として提供を受けている住宅にお住まいの方は、17その他に「仮設住宅」と記入してください。 50,000

住宅の種類	③賃貸アパート	4 賃貸マンション	5 借家	6 親族の持家	7 UR賃貸住宅	8 公営住宅	9 住宅・寮	10 郡民住宅	家賃月額
○を付けてください	11 区市町村営住宅	12 都営住宅	13 自らの持家	14 母子生活支援施設	15 一時収容施設	16 借間	17 その他()	(共益費、駐車場料金等を除く)	75,000 円
間取り	(1K、2DK等と記載してください。)								1 DK・LDK
※住宅が狭いことを理由とした、都営住宅等公営住宅からの申込み及び世帯を分離する申込みの方のみ、記入してください。								※住戸専用面積 m ²	

9 都営住宅に入居する方の中に、階段の上り下りが困難な方はいらっしゃいますか。○を付けてください。

はい	いいえ
1	2

10 都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者はいらっしゃいますか。○を付けてください。

はい	いいえ
1	2

※「はい」に○を付けた方は、次のア〜ウのいずれかに○を付けてください。

- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難で取壊し予定。
イ 差押、正当な事由により立ち退き請求等を受けており、住宅または土地の所有者でなくなる。
ウ アとイ以外の理由。

一般の方は、以上で終了です。

東日本大震災および大規模災害等被災者の申込区分

を選んだ方は裏面へ続きます。

① 申込地区番号

申込地区一覧から地区をひとつ選び、3桁でていねいに記入してください。申込み後は申込地区の変更はできません。

② 申込区分番号

申込区分番号は、申込みする住宅の種類によって決まります。居室内で病死等があった住宅も同様です。詳しくは24ページをご覧ください。

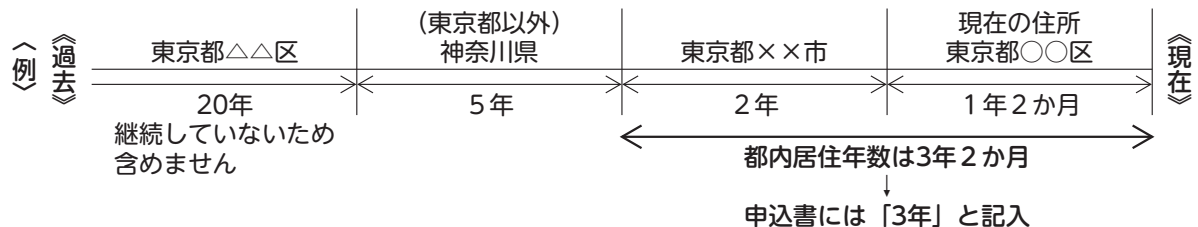
③ 申込者

- ・現住所は、実際に住んでいる住所を記入してください。
- ・氏名は住民票と同じ表記で、ていねいに記入してください。文字が読み取れないと氏名・住所を正しく登録できず、受付不能や郵便物不達などの原因となります。
- ・氏名のフリガナも必ず記入してください。外国人の方もカタカナで記入してください。

④ 都内居住年数

- ・現住所を含めて、申込時点で東京都に継続して住んでいる満年数を記入してください。
- ・単身者向住宅、単身者用車いす使用者向住宅またはシルバーピアを申込みの方は、この年数が3年以上であることが必要です。3年未満の記入は申込みが無効になります。
- ・居室内で病死等があった住宅のうち、車いす使用者世帯向に申込みの方で都内居住年数が1年未満の場合は「1年」、1年以上居住している場合は、満年数を記入してください。

現在（申込期間）からさかのぼって継続して東京都内に居住している年数をいいます。



上の例の場合、一度他県へ転出し、東京都内に戻ってから都内で転居しています。継続した都内居住年数は3年2か月となるので、申込書には3年と記入してください。

⑤ 同居親族の人数、都営住宅に入居する人数

どちらも申込者を含めた人数を記入してください。都営住宅に入居予定の人数は⑥に記入する人数と数になります。

妊娠中の方がいる場合、申込期間に生まれていない子は入居する人数に加えないでください。ただし、出生後は都営住宅に入居できます。

⑥ 氏名・フリガナ・続柄・続柄番号

- ・都営住宅に入居する親族全員について、氏名は住民票と同じ表記でていねいに記入し、フリガナも省略せずに記入してください。ここに書かれた方以外は入居できません。ただし、申込期間後に出生した子は入居できます。
- ・続柄は申込者からみた関係を続柄番号表から続柄と番号を記入してください。
- ・続柄番号「96（その他）」の場合は、具体的な続柄も記入してください。

⑦ 年間所得金額・特別控除金額

所得の種類に応じて、ひとりずつ所得金額を計算してください。（26～29ページ）

上記の所得計算の結果、所得がある方は、特別控除の内容と金額をお確かめください。（30ページ）
入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑧ 職業

高校生以上の方については空欄にせず、会社員、派遣、パート、アルバイト、学生、自営、事業専従者、休職中、無職、求職中、生活保護などと記入してください。年金を受け取っている方は、「年金」と記入してください。

⑨ 申込者の現在のお住まいについて

入居資格審査のときに詳しく確認しますので、わかる範囲で記入してください。

⑩ 書き間違えたときの訂正方法

例のように、訂正部分を二重線で消し、余白に正しいものを記入してください。訂正印は不要です。

⑪ 切手貼付欄（切手は未使用で汚損・破損のないものに限ります。）

抽せん番号・抽せん結果をはがきで通知する際の郵便料金として、郵便局への支払いに使用します。はがれないようにしっかりと貼り付けてください。切手の上からテープが貼ってあると郵便料金の支払いに使用できませんので必ずのりで貼り付けてください。切手を貼っていない、料金が不足している、日本郵便（株）発行の切手以外のもの（はがきに印刷された料金部分を切りとったものや収入印紙、外国の切手など）が貼られているなどの申込みは通知はがきを送付しません。

被災者用の申込書（裏面）の書き方

◇申込書の裏面は東日本大震災および大規模災害等で被災した方のみ、記入してください◇

東日本大震災等 被災者の方のみ記入してください。 注）一般の方はこの面は記入しないでください。

○入居資格や申込書の書き方について……………募集のご案内の18～23ページをお確かめください。

11 被災時に居住していた住宅について記入してください。

A	被災した 当時の住所	県	市 郡	区・町・村	住宅の 種類 ○をつけてください。 自己所有 親族の持ち家 賃貸住宅 その他
		同居していた 人数		人	

表面2 申込区分の被災の内容が「①居住制限者、④大規模災害等被災者」である方が記入する箇所は以上です。
被災の内容が「②、③支援対象避難者（全員避難・一部避難）」である方は、以下についても記入してください。

表面2 申込区分の被災の内容が「②、③支援対象避難者（全員避難・一部避難）」である方のみ記入してください。

12 平成23年3月11日における世帯構成員の中に、収入認定の特例（年間所得金額の2分の1の額を所得金額とみなす措置）を受けて、公営住宅に入居している方がいますか。
あてはまるものを○で開んでください。

B	いません	います
	1	2

表面2 申込区分の被災の内容が「③支援対象避難者（一部避難）」である方のみ記入してください。

13 平成23年3月11日における世帯構成員で、申込期間に都営住宅の申込者と同一生計である方の中に、現に福島県の支援対象地域にお住まいであり、都営住宅に入居しない方がいる場合は、その方全員について記入してください。

- あてはまる番号に○をつけてください。
- 1 入居する方の配偶者
 - 2 入居する方を扶養している方およびその配偶者
 - 3 それ以外の方

〔職業欄の例〕
会社員・パート・アルバイト・自営・年金・
休職中・無職・求職中・生活保護など

→ 続柄は、都営住宅の申込者（表面3の方）からみた続柄を記入してください。（表面の「続柄番号表」参照）

入居する方の関係	(フリガナ) 氏 名	続柄 (続柄番号)	生 年 月 日	年間所得金額	特別控除(○で囲む)	申込日時時点の勤務先又は学校の名称及び所在地並びに 勤務（開業）開始年月日	職業
1			大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	25～29ページで計算	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名 称 電 話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 令和 年 月 日
2		()	(満 歳)	円			
3							
1			大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	25～29ページで計算	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名 称 電 話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 令和 年 月 日
2		()	(満 歳)	円			
3							
1			大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	25～29ページで計算	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名 称 電 話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 令和 年 月 日
2		()	(満 歳)	円			
3							
1			大正・昭和・平成・令和 年 月 日生	25～29ページで計算	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者	所在地 名 称 電 話 ()	勤務(開業)開始年月日 昭和 平成 令和 年 月 日
2		()	(満 歳)	円			
3							
年間所得金額合計(C)				円	特別控除金額合計(D)	円	

上記13の記入上のご注意

- ・年間所得金額の欄は、左はじの「入居する方との関係」が1または2である方のみ、記入してください。
- ・募集のご案内の18～19ページの所得計算の手順に従い、所得を2分の1にする計算をしてください。

$$\left(\begin{array}{c} \text{申込書表面(A)の額} \\ \text{円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{申込書表面(B)の額のうち} \\ \text{寡婦控除・ひとり親控除の額} \\ \text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{申込書表面(C)の額} \\ \text{円} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{所得額合計(E)} \\ \text{円} \end{array} \right)$$

$$\left(\begin{array}{c} \text{所得額合計(E)を} \\ \text{2分の1にした額} \\ \text{円} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{申込書表面(B)の額のうち} \\ \text{寡婦控除・ひとり親控除以外の額} \\ \text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{申込書表面(D)の額} \\ \text{円} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{世帯の所得金額} \\ \text{円} \end{array} \right)$$

← この額が所得基準を超える場合は
申込みできません。

① **被災当時の住所**

被災当時お住まいになっていた住所・同居していた人数等を記入してください。

② **支援対象避難者について**

12は被災の内容が「支援対象避難者（全員避難）」と「支援対象避難者（一部避難）」である方が記入するところです。

③ **支援対象避難者（一部避難）の方で都営住宅に入居しない方について**

13は被災の内容が「支援対象避難者（一部避難）」である方が記入するところです。

居住実績証明書に記載される世帯の構成員のうち、申込期間に申込者と生計を一にしている親族で、現に支援対象地域にお住まいで都営住宅に入居しない方がいる場合、その方全員を記入してください。左はじの「入居する方との関係」は1～3のうちあてはまる番号に○をつけてください。

- 1 入居する方の配偶者
- 2 入居する方を扶養している方およびその配偶者
- 3 それ以外の方

続柄は、申込者からみた関係を、申込書表面の続柄番号表から続柄と番号を記入してください。

④ **支援対象避難者（一部避難）の方で都営住宅に入居しない方の特別控除について**

支援対象地域にお住まいの方の特別控除は、都営住宅に入居する方の被扶養者である場合に限り対象となります。

申込区分

「都営住宅申込書」の2番目に「申込区分」という項目があります。この申込区分とは、都営住宅の入居資格や必要な資格を分類したもので、各申込区分には対応する番号が決められています。申込書に記入した申込区分が誤っている場合や、申込区分に定められた資格要件を満たしていない場合は申込みが無効になります。以下の(1)と(2)をお読みになり、正しく記入してください。居室内で病死等があった住宅も同様です。また、東日本大震災被災者の方および大規模災害等被災者の方は19ページの5で申込区分を確認してください。

(1) 単身者向の申込区分と各申込区分の資格要件は単身者向の入居資格「3 次の資格要件のいずれかにあてはまること」(16ページ)の記載のとおりです。ご自身にあてはまる申込区分があるか、お確かめください。

(2) あてはまる申込区分がない方は、入居資格がないため申込みできません。また、複数の申込区分にあてはまる方でも、どれかひとつを選び、申込書に記入してください。どの区分でも有利・不利は一切ありません。

単身の申込区分

年齢	シルバーピア	単身者向住宅	車いす使用者向住宅															
65歳以上	申込区分：056 単身者向 シルバーピア	申込区分：101 60歳以上 ※	「単身者用車いす使用者向の入居資格」にあてはまる方に限り、申込みできます。 48～49ページをお確かめください。 申込区分：037 単身者向 車いす使用者															
60～64歳	× 申込みできません。																	
18～59歳	× 申込みできません。	下表の申込区分にあてはまる方に限り、申込みできます。 <table><tr><th colspan="2">申込区分</th></tr><tr><td>023</td><td>身体障害者1～4級</td></tr><tr><td>103</td><td>単身精神障害者</td></tr><tr><td>104</td><td>単身知的障害者</td></tr><tr><td>026</td><td>生活保護または中国残留邦人支援給付受給者</td></tr><tr><td>027</td><td>海外からの引揚者</td></tr><tr><td>035</td><td>ハンセン病療養所入居者等</td></tr><tr><td>105</td><td>単身DV被害者</td></tr></table> ※単身者向の入居資格「3 次のいずれかにあてはまること」(16ページ)で各区分の資格要件詳細をお確かめください。		申込区分		023	身体障害者1～4級	103	単身精神障害者	104	単身知的障害者	026	生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	027	海外からの引揚者	035	ハンセン病療養所入居者等	105
申込区分																		
023	身体障害者1～4級																	
103	単身精神障害者																	
104	単身知的障害者																	
026	生活保護または中国残留邦人支援給付受給者																	
027	海外からの引揚者																	
035	ハンセン病療養所入居者等																	
105	単身DV被害者																	

※60歳以上の方で、18～59歳の欄の申込区分「023」～「105」にあてはまるものがある方は、その区分で申込みすることも可能です。

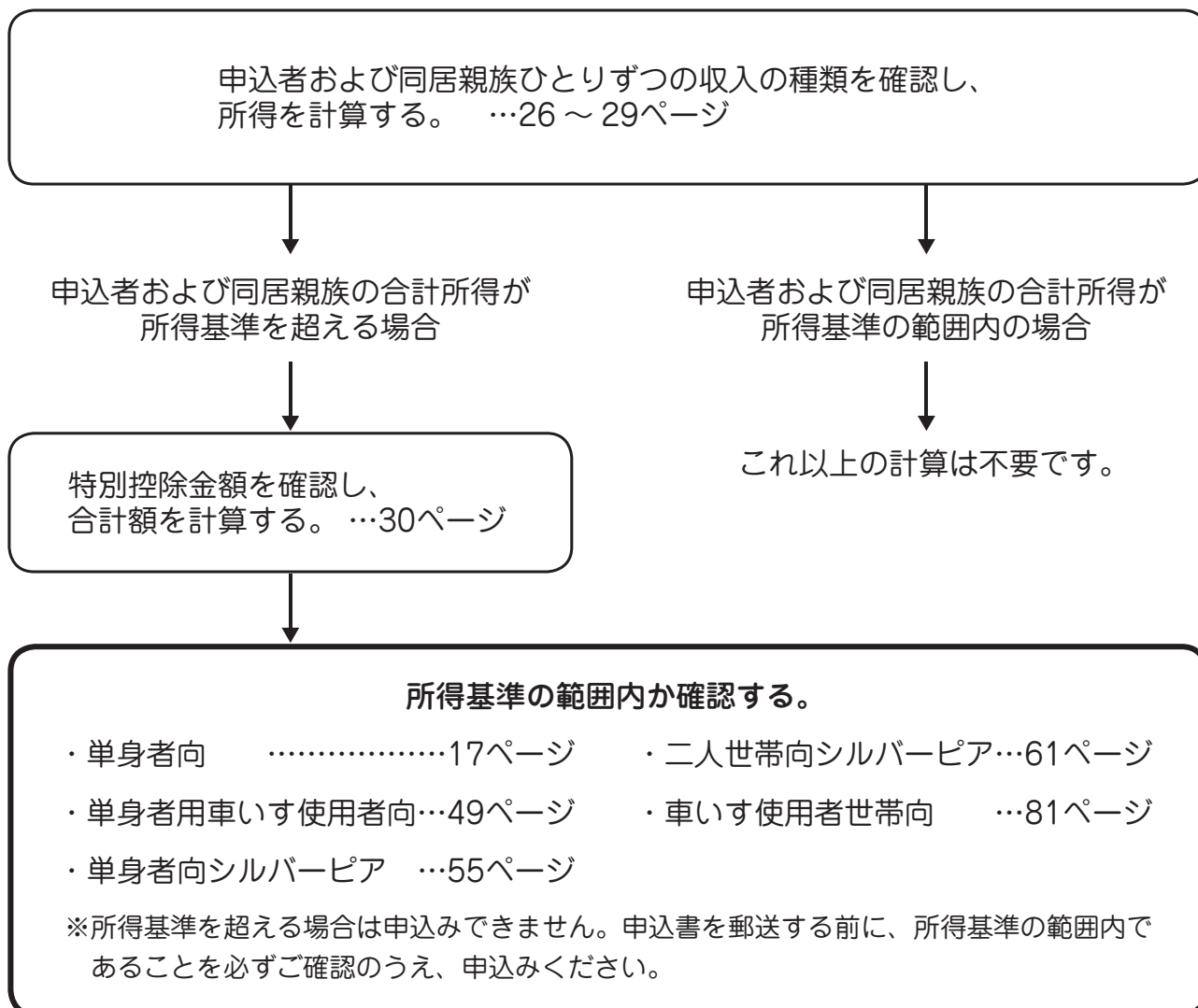
世帯向の申込区分

シルバーピア	車いす使用者向住宅 (居室内で病死等があった住宅)
申込区分：058 二人世帯向シルバーピア 「二人世帯向シルバーピアの入居資格」にあてはまる方に限り、申込みできます。60～61ページをお確かめください。	申込区分：046 車いす使用者世帯向 「車いす使用者世帯向の入居資格」にあてはまる方に限り、申込みできます。80～81ページをお確かめください。

所得基準 確認の手順

所得金額が所得基準表にあてはまる必要があります。

以下の手順にしたがって所得金額を計算し、所得基準の範囲内かお確かめください。



所得金額計算上の注意

- 計算の対象としないもの
次にあてはまる収入については、所得金額を0円とします。
 - ・ 遺族年金、障害年金
 - ・ 仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
 - ・ 退職金等の一時的な所得
- 2種類以上の収入がある場合
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和5年4月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民税課税証明書により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です）。
具体的には26ページ上段をご確認ください。

申込者および同居親族ひとりずつの所得計算

都営住宅の入居資格の有無は、原則として申込期間の「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については「現在（申込期間）の所得」によることができます。

以下の手順にしたがって、申込者および同居親族ひとりずつ、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

Q1 昨年1月1日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

※「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により、令和7年10月末までに退職することが申込期間に確定している場合または病気等で休職のため申込期間現在まで収入がなく入居資格審査日までに退職する見込みがある場合は、退職した仕事が「ある」に進んでください。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できる必要があります。

ない

ある

Q2 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などにより新たな収入がある場合は、その収入を12か月分に推定した金額を含めて比較してください。ただし年金のうち遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、0円としてください。

	前年		現在	
例1	A社で仕事	→ 退職	→ 再就職B社	⇒ A社とB社の収入を比較する
例2	自営業	→ 廃業	→ 年金受給開始	⇒ 事業所得と年金を比較する
例3	C社で仕事	→ 退職	→ 無職・無収入	⇒ 現在収入がないため計算は不要です

減少していない

減少している

「前年の所得」を計算する

- このページから次ページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を申込書の6の年間所得金額欄に記入してください。

「現在の所得」を計算する

- 次ページ【「現在の所得」を計算する】へすみ、所得を計算してください。
- ただし現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- 所得計算は、収入のある方ひとりひとり別々に行ってください。
- 計算した結果を申込書の6の年間所得金額欄に記入してください。

「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 前年の給与所得を計算する

- 昨年1月から12月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
- 税法上の所得金額から100,000円を控除し「都営住宅の所得金額」を計算してください。

(1) 1枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

⑦給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から100,000円差し引いた額が「都営住宅の所得金額」です。

(2) 2枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の④支払金額の合計額を28ページ2の表の「収入額」にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

(3) 源泉徴収票がない場合

28ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

令和6年分 給与所得の源泉徴収									
支払を受ける者		住所又は居所		[受給者番号]		氏名			
氏名		[フリガナ]		氏名		[フリガナ]			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計						
内	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	円
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	控除の額	特定	控除	控除	控除	控除	控除	控除	控除
有	延有	控除の額	特定	控除	控除	控除	控除	控除	控除
有	延有	控除の額	特定	控除	控除	控除	控除	控除	控除
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額							
千円		円							

2 前年の事業等所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- ・ 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。
 - ・ 確定申告していない場合は29ページの表を利用して昨年1月から12月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。
- ※ 申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を28ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

[illegible]

3 前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

- ※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を29ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

令和 6 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は 居所	
	(フリガナ)	
	氏名	
区 分		支 払 金 額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円
所得税法第203条の3第7号適用分		円
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等
性別	その他のひとり親 寡婦	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他
		16歳未満の扶養親族の数
		障

「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得
計算方法をお確かめください。

1 現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。
28ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

2 現在の事業等所得を計算する

29ページの表を利用して、12か月分の所得を計算してください。
すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

3 現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

- ※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を29ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	円

あなたにお支払いする年金額は、左の太枠内の金額になります。

給与収入から給与所得を計算する

1 はじめに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 か月(A)	円(B)	円(C)

【注】

- 給与（諸手当を含む）とは
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
- 仕事先が2か所以上ある場合
それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。

給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

●働いた月数(A)が12か月ある場合は、給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

$$\text{給与計(B)} \quad \text{円} + \text{賞与計(C)} \quad \text{円} = \text{収入} \quad \text{円}$$

●働いた月数(A)が12か月ない場合は平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。

$$\text{給与計(B)} \quad \text{円} \div \text{月数(A)} \quad \text{か月} \times 12 + \text{賞与計(C)} \quad \text{円} = \text{収入} \quad \text{円}$$

※申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

2 次に、上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

12か月分の収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
551,000円未満	0円	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額 - 550,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 $\text{12か月分の収入額} \div 4 = A$ → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B → Bを右の計算式にあてはめてください。	税法上の所得金額 - 100,000円
1,804,000円以上 3,604,000円未満		
3,604,000円以上 6,600,000円未満		
6,600,000円以上 8,500,000円未満		
	12か月分の収入額 × 0.9 - 1,100,000円	

●「都営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

計算した「都営住宅の所得金額」を申込書の6の年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

① 営業した年月	② 収入 - 必要経費 = 所得金額
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
合計 か月(A)	所得金額計 円(B)

【注】

- 月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。

収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

所得金額計(B)	円	÷	月数(A)	か月	×12=	12か月分の所得金額	円
----------	---	---	-------	----	------	------------	---

計算した所得金額を申込書の6の年間所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	－100,000円
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	－100,000円

- 年齢の基準日は、15ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。
- 「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。
- 年金収入額が4,100,000円以上の場合は、都営住宅募集センターへお問い合わせください。

計算した「都営住宅の所得金額」を申込書の6の年間所得金額欄に記入してください。

特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
①	老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
②	特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③	障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
④	特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けた方を含む。） 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、15ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類		特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤	寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きします。
⑥	ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- ・「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額の合計額を申込書の6の特別控除金額合計欄に記入してください。

使用料のしくみ

1 都営住宅の使用料の決定

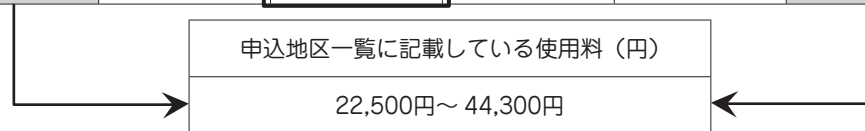
都営住宅の使用料は、世帯の所得金額に応じた所得区分（一般区分は1～4区分、特別区分は1～6区分）と、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて決まります。

例：下記の住宅に、所得金額1,500,000円の単身者が入居する場合

入居人数	申込地区番号	住宅名(代表的な所在地) 主な交通機関	募集戸数	間取り 専用面積	建設年度 エレベーター	使用料(円)	仕様等	参考倍率
1人	001	〇〇五丁目 (△△区〇〇5-25) 東京メトロ△△線「□□」 下車徒歩12分	3	2DK 和6/4.5 34㎡	昭和45～46 有	22,500 ～44,300		21.0

単身世帯の場合、各区分に対する年間所得金額の下限・上限は下表のとおりです。この例の世帯の年間所得金額は所得区分3区分にあてはまるため、使用料は29,800円です。

所得区分	特 別 区 分					
	一 般 区 分				5区分	6区分
	1区分	2区分	3区分	4区分		
単身世帯の 年間所得金額	0円 }	1,248,001円 }	1,476,001円 }	1,668,001円 }	1,896,001円 }	2,232,001円 }
	1,248,000円	1,476,000円	1,668,000円	1,896,000円	2,232,000円	2,568,000円
上記住宅の 使用料	22,500円	26,000円	29,800円	33,600円	38,400円	44,300円



申込地区一覧の使用料の欄には、あっせんの対象となる住宅の1区分の最低金額と、6区分の最高金額を掲載しています。ただし、募集案内を作成した時点の額のため、入居時には改定されている場合があります。

2 都営住宅入居後の使用料

- ・毎年6月の収入報告により認定された世帯の所得金額、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて、翌年4月からの使用料を決定します。
- ・所得が一定基準以下の世帯等は、申請により使用料を減額する制度があります。
- ・使用料は、原則として口座振替または自動払込でお支払いいただきます。

3 その他

収入報告に基づき収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合の使用料等については次のように取り扱います。

(1) 収入超過者

都営住宅に引き続き3年以上入居している方で、所得月額が入居収入基準を超えた方をいいます。収入超過者は、都営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。また、使用料は、収入区分に応じた使用料に割増使用料が加算されます。

(2) 高額所得者

都営住宅に引き続き5年以上入居している方で、最近2年間継続して認定所得月額が東京都の定める明渡基準を超えた方をいいます。高額所得者は、都営住宅の明渡請求の対象です。また使用料は、近隣の民間賃貸住宅の家賃並みの金額に引き上げられます。

抽せんについて

1 抽せん方法

- ・抽せん方法は「一連番号方式」といい、少ない抽せん回数ですべての申込地区に共通の「当せん順位」を決める方法で、公平かつ時間短縮に最適なため、多くの自治体で公営住宅の抽せん会などに採用している一般的な方法です。
- ・申込地区全体のなかで最大の抽せん番号を対象に、その数字を桁に分けて、抽せん器を使って桁ごとに数字の順位をつけるための抽せんを行います。抽せん結果に基づき、各桁の数字を順番に組み合わせ、すべての抽せん番号の当せん順位を決めます。
- ・各申込地区の当せん番号は、募集戸数が1戸の地区では、その地区の最大の抽せん番号以下で当せん順位が最も上位の番号です。募集戸数が2戸以上の地区では、当せん順位が上位のものから順番に募集戸数分の番号が当せん番号です。

【例：申込地区全体のなかで最大の抽せん番号が299の場合】

手順1：抽せん番号各桁の数字の優先順位を抽せん決めてます。

- ・抽せん器を使い、桁ごとに数字の優先順位を決めるための抽せんをします。
- ・はじめに、百の桁が「2」のため、「0・1・2」の3個の抽せん玉を抽せん器に入れてひとつずつ出していきます。
- ・同様に、十と一の桁は「0から9」まで10個の玉を入れて抽せんをします。
- ・百の桁の抽せんで、玉が「2→0→1」、十の桁で「6→5→7→0→1→8→3→2→9→4」、一の桁で「8→4→9→6→5→0→1→7→2→3」の順で出た場合、各桁の優先順位は右表のとおりとなります。
- ・この例の場合、抽せん器の操作は合計23回で終了します。

優先順位 玉の出た きた順番	百の桁	十の桁	一の桁
1位	2	6	8
2位	0	5	4
3位	1	7	9
4位	—	0	6
5位	—	1	5
6位	—	8	0
7位	—	3	1
8位	—	2	7
9位	—	9	2
10位	—	4	3

手順2：抽せん結果（優先順位）に基づき、抽せん番号の当せん順位を決めます。

組み合わせの法則：上の桁を優先して順位順に数字を移動する。

下の桁は上の桁の数字が一巡したときに順位をひとつ移動する。

●当せん順位1位の「268」

すべての桁の優先順位1位の数字の組み合わせ

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位2位の「068」

百の桁のみ、優先順位2位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位3位の「168」

百の桁のみ、優先順位3位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位4位の「258」

百の桁は1位に戻り、十の桁が2位に移動、一の桁は1位のまま

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位5位の「058」

百の桁のみ、優先順位2位に移動

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

●当せん順位300位の「143」

すべての桁の優先順位最下位の数字の組み合わせ

百の桁	十の桁	一の桁
2	6	8
0	5	4
1	7	9
—	0	6
—	1	5
—	8	0
—	3	1
—	2	7
—	9	2
—	4	3

途中省略

- ・手順2による数字の組み合わせで、当せん順位順の番号は下表のとおりです。

当せん順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	……	298位	299位	300位
番号	268	068	168	258	058	158	278	……	243	043	143

手順3：各申込地区の当せん番号を決定します。

各申込地区の当せん番号は、その地区の最大の抽せん番号以下で当せん順位が上位の番号で決定します。

例えば、最大の抽せん番号が76の申込地区で募集戸数2戸の場合、76より大きい数字は除外し、当せん順位が上位の番号ふたつが当せん番号です。

当せん順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	……	298位	299位	300位
番号	268	068	168	258	058	158	278	……	243	043	143

当せん

当せん

よって、この地区の当せん番号は「68」と「58」で、その番号を付番されている方が当せん者（入居資格審査対象者）です。

なお、募集戸数が2戸以上の地区では、当せん順位が入居資格審査の順位になります。

※実際に付番されている抽せん番号は1から299までですが、各桁に必ず「0」があるため、組み合わせの結果「000」がでできます。したがって、この「000」を含めると番号が0から299までの300個となり、当せん順位も1位から300位までとなります。

ただし、「000」は抽せん番号としては存在しない数字ですので、申込地区ごとの当せん番号を決定する際には無効扱いとします。

2 補欠について

- ・一般募集住宅では、募集戸数に応じて一定数の補欠者を決定します。居室内で病死等があった住宅では、すべての申込地区で募集戸数と同数の補欠者を決定します。
 - ・補欠の番号は、最後の当せん番号の次の順位の番号から順番に決定します。
 - ・補欠者は、入居資格審査対象者が辞退等となった場合に繰り上げて審査を行います。
- なお、繰り上げにならない方には資格審査通知書を送付しません。繰り上げの有無や時期の予想などのご質問には一切お答えできませんので、資格審査通知書送付前のお問い合わせはご遠慮ください。

3 抽せん会について

- ・抽せん会は公平を期すために公開で行っていますので、どなたでもご覧いただけます。ただし、会場内が満席となり次第、ご入場いただけなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・抽せん会では抽せん方法の説明および抽せんを行います。また、当日お越しになった方の中から数名の方に、立会人として抽せん玉の確認をしていただきます。
- ・抽せん会への参加・不参加は当落に一切影響ありません。

4 抽せんに当せんした方

- ・入居資格審査に必要な主な書類について36ページをご覧ください。

入居後のご注意

団地における集団生活では、一般の住宅とは異なり、対人関係や集会所、団地内遊園地など共同施設の維持管理、その他の日常生活のいろいろなことについて、入居する方どうしの約束ごとやとりきめが必要となります。

入居する方各自がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、他の人に迷惑をかけず快適な団地生活を過ごされるようお願いします。

1 使用料のほかに入居者の負担する費用

(1) 東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理（ア～エ）および他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合（オ）は、東京都が入居者に代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。この費用は、住宅使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

ア エレベーターの保守管理費

エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

イ 台所流し用排水管の清掃費

中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管および横引管をへて屋外の第1ますまでの排水管を年1回清掃するための費用。この費用は住棟の入居者全員の希望により、東京都に清掃申込みがあった団地に限られます。

ウ 共用部分の維持管理に係る費用

共用部分の電気料金、水道料金の支払や電管球の交換、草刈り、中低木の刈込み・せん定、落葉清掃のうち、入居者に代わって東京都が実施する項目に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、実施項目や団地の状況に応じて1か月1世帯約500円～6,000円程度かかります。

エ 有線情報システムの維持管理費

オ 下記（2）のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした場合の費用

(2) 自治会等（入居者が決定した会計責任者）が徴収するもの

エレベーターの保守管理費など、東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、下記のア～カの項目などは、入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります。（自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。）ので、必ずお支払いください。

この費用は1か月1世帯約1,500円～5,000円程度かかります。

※自治会等（入居者）が決定した維持管理方法等およびお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。

ア 使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水施設、エレベーター、その他共同施設の電気料金および設備内容によりガス、上下水道料金

イ 上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

ウ 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水清掃を年1回程度行うために要する費用、およびU字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用

エ ごみ処理（未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む）および消毒に要する費用

オ 児童遊園、広場および道等の清掃、除草ならびに樹木の枝下しなどに要する費用

（注）上記の料金のなかで、団地全体（例 街路灯等）と棟ごと（例 エレベーター等）に負担するものがあります。

カ その他、自治会等（入居者）が決定した維持管理に要する費用

2 駐車場

団地によっては有料駐車場を設置しています。設置の有無については都営住宅募集センター☎03-3498-8894へお問い合わせください。駐車場を契約する際には保証金（使用料の3か月分）を支払っていただきます。ただし、全戸数分は設置されていないので、入居後すぐには借りられない場合があります。また、利用者は定期的に抽せんにより決定しますが、駐車できる車両のサイズ・重量に制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。団地内の路

上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探しください。なお、車いす使用者向住宅には専用駐車場が設置されている場合があります。

3 テレビ受信設備

地上デジタル放送は、すべての住宅で視聴できます。また、一部の住宅については、B S 衛星放送が受信できます。

なお、一部地域の団地では都市型ケーブルテレビにより受信している場合があります。このケーブルテレビの場合、衛星放送を受信する場合は有料になります。また付加サービス（有料放送・電話サービス・インターネット等）についてもC A T V事業者と利用者との契約となり、都管理機器の故障等による損害についても東京都は一切責任を負いません。

4 多摩ニュータウン地区のテレビ受信設備

多摩ニュータウン地区では有線テレビ放送設備（ケーブルテレビ）により、共同受信を行っています。このため、テレビを受信する方は、各自で(株)多摩テレビと契約して利用料〔月額1,540円（税込）〕を支払っていただきます。

詳しくは、(株)多摩テレビ☎0120-118-493へお問い合わせください。

5 熱供給システムの使用

光が丘第2・光が丘第3（練馬区）、八潮五丁目（品川区）の住宅については、近隣の工場の排熱を活用した熱供給システムを使用しています。このため、各自で東京熱供給(株)と契約し、使用料を支払っていただくことになります。詳しくは入居するときにご確認ください。

6 動物の飼育のお断り

他の入居者の迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生の悪化の原因となることが多いためです。お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

7 住宅の転貸（民泊）の禁止

都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

8 危険薬物の販売等および特殊詐欺の禁止

都内での危険薬物による重大事件の発生や振り込め詐欺などの特殊詐欺の深刻な被害が続いており、東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」において、建物を危険薬物の販売等および特殊詐欺のために使用することを禁止しています。都営住宅においても、危険薬物の販売等や特殊詐欺のために使用することはできません。住宅をこうした行為に使用していることが分かった場合には、退去していただくこともありますので、絶対に行わないでください。

9 使用承継（名義変更）について

都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむをえない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

主な注意事項はここに記載したとおりですが、詳しくは入居時にお渡しする「住まいのしおり」でお確かめください。

抽せんに当せんした方へ

抽せんの結果、当せんとなった方には、いろいろな確認書類を提出していただきます。
なお、申込みのときには必要ありません。

- ・当せんした方には、必要な書類のご案内を最長で令和7年12月中旬までに順次郵便で発送します。確認書類の送付期限（入居資格審査日）は発送から21日後としています。郵便がお手元に届くまでお問い合わせの電話はご遠慮ください。
- ・確認書類は入居する方全員分が必要です。
- ・提出された書類はお返ししません。
- ・入居資格審査では、申込書に記入されている内容と確認書類を照合し、入居資格の有無を判定します。申込書と確認書類とで内容が異なる場合は入居できないことがあります。

●この表には主な書類を記載しています。詳しくは、入居資格審査のときにご案内します。

入居資格要件	主な確認書類 〔 公的機関で発行される書類は、審査日前30日以内に発行されたものに限ります。 〕
東京都内に継続して3年以上居住していること	住民票、住民票の除票、戸籍の附票など
在留資格を有していること（外国人の場合）	住民票
配偶者がいないこと	戸籍全部事項証明書、外国籍の方は大使館の証明書など
単身者向の入居資格3にあてはまること（単身者向住宅に申込みの場合）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、生活保護受給証明書など（申込区分により異なります。）
所得が定められた基準内であること	住民税課税証明書、勤務先の証明書、確定申告書の控、年金振込通知書など（所得の種類によって異なります。） *年金関係の書類は、申込月の支給額がわかるものが必要です。入居資格審査まで保管してください。
住宅に困っていること（※1、※2）	申込時点のお住まいの住宅の賃貸借契約書、家賃の支払いを確認できるもの、土地・建物の登記事項証明書など

- ※1 入居予定者の中に住宅や土地をお持ちの方（法定相続分も含む）がいる場合は、申込みできません。ただし、一部例外がありますので、入居資格のページでお確かめください。
- ※2 申込後から入居資格審査までの間に転居した方は、申込時にお住まいの住宅と、転居先の住宅の両方の賃貸借契約書と家賃の支払いを確認できるものが必要です。転居の際は、賃貸借契約書等を破棄しないようお願いします。

●車いす使用者向住宅について

年齢・続柄の確認は住民票、戸籍全部事項証明書で行います。その他、単身者用車いす使用者向住宅は48～49ページ、車いす使用者世帯向住宅は80～81ページの資格要件を証明できる書類をご提出いただきます。